

意見書案第 1 号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 29 年 6 月 23 日提出

議会運営委員長 渡 辺 英 次

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、トップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。インセンティブ改革とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、骨太方針 2015 以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、

生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、
内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革担当）

意見書案第 2 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤解消と 30 人以下学級の実現、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤解消と 30 人以下学級の実現、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 29 年 6 月 23 日提出

議会運営委員長 渡 辺 英 次

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤解消と 30 人以下学級の実現、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が 1 / 2 から 1 / 3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。また、17 年度文科省予算では、財務省が主張する少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減に一定歯止めをかけたものの、10 年間の教職員定数改善計画、29,760 人（初年度分 3,060 人）は見送られ、通級による指導、外国人児童生徒等の指導などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による 868 人の増員にとどまりました。連合総研の報告によると、教職員の 7 から 8 割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン 80 時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である時間外労働の上限規制に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な教職員定数の改善と学級基準編製の制度改正及び 30 人以下学級の早期実現が必要です。

OECD の発表によると、2013 年度日本の GDP 比に占める教育機関への公的支出の割合は 3.2% と、依然として平均の 4.5% を大きく下回り、加盟 33 カ國中ワースト 2 位という状況になっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかです。また、厚労省から発表された 12 年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 16.3% と約 6 人に 1 人、ひとり親家庭にいたっては 54.6% と 2 人に 1 人以上となっています。このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、いまだに地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている人件費、旅費を初め、校舎等の修繕費が P T A 会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを初めとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じていま

す。

更に、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、高校授業料無償制度への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの貧困と格差は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど教育の機会均等が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

よって国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、教職員定数改善など以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
5. 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消に向けたより実効ある対策を早期に実現すること。
6. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃、及び朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を実現すること。
7. 教育諸課題の解決に向けて人財確保が重要である。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月23日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命大臣(地方創生担当)、衆議院議長、参議院議長

新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書について

新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成29年6月23日提出

議会運営委員長 渡辺英次

新たな高校教育に関する指針の見直しに関する意見書

北海道教育委員会（以下、道教委）は平成18年8月「新たな教育に関する指針」（以下、「指針」）を発表し、平成20年から順次指針内容を実施しています。この指針第6章「教育水準の維持向上を図る高校配置」の中で高校配置の考え方として、1学年4から8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めますと明記し、学級定員を40人に固定した上で「特例2間口校」制度の廃止も示しました。小規模校の取り扱いでは、近隣高校との再編を進め、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

しかしながら、こうして高校配置計画を推し進めた結果、平成20年から道立高校38校が閉校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。高校のない地域に住む生徒は、遠距離通学の負担を強いられ、教育の機会均等を侵す状況にあります。都市部では多様化再編を名目におのおのの高校の文化や歴史を顧みず、住民の声を十分に聞かないまま大規模な統廃合が進められています。1学年4から8学級を適正規模、1学級40人に固執すれば、現在90校程度ある3間口以下の道立高校で今後も統廃合が進む可能性が大きいと言えます。保護者や地域住民の声を聞くために開催している地域別検討協議会での参加者からは「機械的に高校をなくさないでほしい」という声が多く聞かれます。

指針が望ましい学校規模の利点として、「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことをあげていますが、地域の高校がなくなることで、通学時間が長くなり課外活動などが十分にできない難点も指摘されます。小規模校の利点は、生徒一人ひとりに目が行き届き、地域に根差した特色ある学校教育を受けることができる点です。望ましい学校規模に固執するのではなく、地域住民の声を聞きながら学校づくりを進めることこそが大切であり、そのことが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

今、求められるのは、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。現在道教委は、指針の見直しを検討し、平成30年3月を目途に新しい指針の決定を目指していますが、地域住民と地域社会の声が盛り込まれることが強く求められます。この10年間で行われた硬直した高校統廃合を見直し、再び機械的かつ大規模な高校統廃合が行われないような指針を策定する必要があります。

よって北海道及び北海道教育委員会においては、下記事項について実施するよう

強く要望します。

記

1. 地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から「新たな高校教育に関する指針」を検討・見直すこと。
2. 独自に少人数学級を高校で実施し「機械的」高校統廃合を行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 23 日

士 別 市 議 会

(提出先) 北海道知事、北海道教育委員会教育長

意見書案第4号

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書について

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成29年6月23日提出

議会運営委員長 渡辺英次

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は平成17年と比較すると、11年間で3万8,000人増えています。（平成29年版文部科学統計要覧）

一方、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれています。全国で不足している教室が、普通教室だけで3,430教室（2016年）にのぼることが文科省調査でも明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある設置基準が特別支援学校だけにあることです。設置基準というのは学校を設置するのに必要な最低の基準であり、設置者はこの基準の向上を図ることに努めなければならないとされています。小学校の設置基準では、12から18学級が標準とするとされ、それ以上は過大校という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進んでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文部科学省の学校基本調査によれば、国公市立合わせて平成17年は、96,811人でしたが、平成28年には、217,839人と2.25倍に増えています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。更に小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、既に限界を超えています。しかし1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制基準は1学級8名のまま変わっていません。

よって国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 特別支援学校設置基準を策定すること。
2. 特別支援学級の学級編制基準を改善し、1学級6名とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、
参議院議長